⑶　第１号の⑶に同じ
⑷　供給期間　令和７年11月１日から令和８年10月31日まで（自動更新条項付。最大４回）
⑸　第１号の⑸に同じ
⑹　入札、開札の日時及び場所　令和７年７月24日９時45分　日本郵政コーポレートサービス株式会社さいたまＢＰＯセンター
２から５　第１号の２から５に同じ
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹ and ⑺　The same with the notice above (No. 1)
⑶　Nature and quantity of the goods to be purchased : About 754,536kWh Electricity to be used in Hachioji Post Office, Japan Post Co., Ltd.

入札公告の変更

令和７年５月20日
独立行政法人　海技教育機構
理事長　田島　哲明
◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14
１　掲載日　令和７年２月25日（号外政府調達第34号）
２　変更内容　12頁２段目、１⑵中「①Ａ重油280kℓ」を「①A重油210kℓ」に、４段目、５⑶中「①Fuel Oil A 280kℓ」を「①Fuel Oil A 210kℓ」に、それぞれ変更します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和７年５月20日
契約担当役
独立行政法人労働者健康安全機構
中部労災病院長　丸井　伸行
◎調達機関番号　621　◎所在地番号　23
令和７年４月２日（号外政府調達第59号・19頁）掲載の入札公告第３号「X線透視装置一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進（Ｉ）型」、「技術提案簡易評価型」、「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「見積活用方式」、「建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び建設業法第26条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例の監理技術者等」）の配置を認めない工事」である。
また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。
令和７年５月20日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　岩﨑　福久
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　さいたま新都心合同庁舎１号館㉕電気設備改修その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１
⑷　工事内容
敷地面積　20,012㎡
１．建物
１）庁舎（Ａ館）
構造　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）　地上31階地下２階塔屋２階
建築面積　約10,000㎡
延べ面積　約123,000㎡
用途　庁舎
工事内容　電灯設備、動力設備、発電設備、中央監視制御設備、機械設備工事、建築工事
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
工期：令和８年２月２日から令和10年１月28日まで（余裕期間：契約締結の翌日から令和８年２月１日まで）
⑹　使用する主要な資機材　発電機　約２台、原動機　約２台、配電盤（発電機盤、自動始動盤、直流電源盤等）　約11面
⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表一１による。
①　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
②　建設リサイクル法対象工事
③　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
④　新技術導入促進（Ｉ）型
⑤　技術提案簡易評価型
⑥　見積活用方式
⑦　ＣＣＵＳ活用推奨モデル営繕工事
⑧　週休２日促進工事
⑨　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて（試行）
⑼　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする工事である。詳細は入札説明書による。
⑽　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。
㋐　発電設備（内燃機関のものに限る。）（機器及び配線の施工を含むものに限る。）の更新又は新設
ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。
上記㋐の実績が、大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記㋐の施工実績を有すること。
なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。